

令和5年度 群馬県中学校新人卓球大会要項

- 1 主催 群馬県中学校体育連盟 群馬県教育委員会 群馬県中学校長会
前橋市教育委員会 高崎市教育委員会
- 2 後援 群馬県市町村教育委員会連絡協議会 (公財)群馬県スポーツ協会
(一社)群馬県卓球協会 上毛新聞社 群馬テレビ FM GUNMA
- 3 会期 令和5年10月9日(月)団体戦 8:30集合 9:00開始
令和5年10月21日(土)個人戦 8:30集合 9:00開始
- 4 会場 9日(月) ALSOKぐんまアリーナ(前橋市関根町800 TEL027-234-5555)
21日(土) 高崎浜川体育館(高崎市浜川町1487 TEL027-344-1551)
- 5 参加資格 (1)群馬県中学校体育連盟に加盟した学校に在学し、当該校校長の参加許可を得た生徒であること。
(2)各郡市中体連の予選を通過した生徒、もしくは当該競技部で推薦された生徒であること。
(3)参加資格の特例
学校教育法134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、群馬県中学校体育連盟が参加を認め、所在する郡市中学校体育連盟の予選大会を経て、参加資格を得た生徒であること。
(4)地域スポーツ団体等の参加資格の特例については別紙とする。
- 6 監督・引率 (1)参加生徒の監督・引率は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。
(2)監督の条件等は、県中体連「運動部活動顧問等の指導中における暴力・体罰・セクハラ等に対する対応」による。
(3)外部コーチ資格については群馬県中学校体育連盟規定に準ずる。
- 7 参加制限 (1)種目 男女団体戦、男女個人戦
(2)登録人数 団体戦は、同一チームの選手10名以内、監督1名、アドバイザー1名以内をもって編成する。個人戦は、選手と選手1人につきアドバイザー1名以内で編成する。
(3)参加数
・男女団体戦
各地区1~2チームとする。これに、群馬県中体連卓球部からの推薦チームを8チーム加える。
・男女個人戦
各地区4~8名とする。ただし、令和5年度群馬県中学校総合体育大会卓球大会の男女個人戦において、ベスト16に入った選手は、上記の定数の枠外とする。
- 8 競技規則
・
競技方法 (1)現行の日本卓球ルールに基づいて行う。1ゲーム11ポイント制の5ゲームズマッチで行い、使用球は40mmホワイトボール(試合球)とする。
(2)団体戦は、トーナメント及びリーグ、個人戦は、トーナメントで行う。
(3)団体戦は、校長の承認を得た監督1名・アドバイザー1名、個人戦は、校長の承認を得た監督・アドバイザー及び当該チームの選手のうち1名のベンチ入りを認めるが、個人戦の試合中のアドバイザーの変更は認められない。
(4)競技・運営細則(別紙)を参照のこと。

- 9 参加申込 (1) 申込責任者 当該出場中学校長
(2) 申込みについては、以下の①、②の手順で行うこと。
①群馬県中体連卓球部Webページより「県大会参加申込書」をダウンロードして作成し、下記へメールで申し込む。また、各郡市委員長はWebページより「県大会参加一覧」をダウンロードして作成し、下記へメールで申し込む。申込み期限は10月2日(月)までとする。なお、各郡市予選の日程上無理のある場合は、その郡市委員長があらかじめ競技委員長に申し出ること。
②職印を押した申込書は、大会当日に受付で提出する。申込書とメールでの申込みの監督・アドバイザー・選手は一致させること。メールでの申込みの後に監督・アドバイザー・選手に変更があった場合はWebページより「監督・アドバイザー・選手変更届」をダウンロードして作成し、職印を押して大会当日に申込書と一緒に提出すること。
(3) メール申込先

〒370-2128 高崎市吉井町本郷45
高崎市立吉井西中学校 保坂 翔一 宛
Tel 027-387-3993 Fax 027-387-8642
メールアドレス gunmajhs.takkyu@gmail.com

- 10 参加費 参加費は組み合わせ会議の際に納めることとし、登録選手1人300円とする。団体戦と個人戦の両方に登録する場合も300円とする。
- 11 表彰 団体戦は第3位まで、個人戦はベスト8までを表彰し、賞状を授与する。
- 12 組み合わせ 令和5年10月3日(火)、運営委員及び各郡市代表者の会議により決定する。
- 13 その他 (1) 同一年度で、いずれかの郡市中体連の予選に出場した選手は、他の郡市中体連の予選に出場することはできない。また、原則として予選と本大会で異なるチームから出場することはできない。
(2) 大会期間中における参加者の負傷・傷病等については応急手当のみ行い、必要に応じて近くの病院を案内する。参加者は保険証を持参すること。なお、学校教育活動であるので、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の適用となる。
(3) 新型コロナウイルス感染症等の状況により、要項が変更される場合がある。